

第5回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成25年1月23日(水)

18時00分～20時50分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 18人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，木村委員，小松委員，阿部委員，
小林雄司委員，青田委員，長谷委員，数又委員，野村委員，加藤委員，
横山委員，水戸委員，小原委員，小林幹二委員，武田委員
(欠席：亀井委員)

(2) 事務局 7人

子ども未来部 岡崎部長，佐藤課長，柴田課長，船水課長，加藤課長，
小林主査，宮越主任主事

2 配付資料（当日配付）

(1) 各委員からの子ども条例に関する考え方や意見について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日はお忙しい中，ご出席くださりましてありがとうございます。今年初めての子ども条例の検討委員会でございます。本年もよろしく願いいたします。

昨年から今年にかけて，いじめや体罰による痛ましい事件があり，全国的な論議となっております。改めて，子どもが育つ環境づくりについて，家庭・学校はもとより，地域や行政，関係団体等が連携して取り組んでいく方針と仕組みづくりが必要であるものと考えております。

また，昨年末には政権交代があり，新政権のもとでは，教育再生を掲げた教育改革，幼児教育の無償化や高校生の就学に対する総合的な支援のあり方といった経済的支援の検討など，子育て世帯に対する新たな政策が打ち出されようとしております。そうした動向にも注目していきたいと考えております。

さて，今回も前回に引き続き，委員の皆様からのプレゼンをいただくこととなりますが，皆様のプレゼンをつなぎ合わせますと，函館の子どもを取り巻く現状と課題，取り組むべき方向が見えてくるものと思っておりますし，また，皆様の考え方も伝わってくるものと思っております。

さまざまな境遇，さまざまな発達段階にある子ども達がいるわけですが，函館のすべての子どもを包み込めるような条例をイメージしながら，一歩ずつ協議が熟していくことをご期待申し上げます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第5回会議録について

【事務局】 第5回子ども条例制定検討委員会会議録につきまして、お詫びとご説明をいたします。今回会議録を今週の月曜日に発送しましたが、皆様方のお手元に届いたのが会議の直前となり、大変申し訳ございません。この場をかりてお詫びを申し上げます。

委員の皆様方の意見を概要という形で取りまとめをしており、本日ご確認をいただくわけですが、十分会議録の中身を見る時間もなかったと思いますので、今日は一度確認していただきますが、後日見直しをさせていただいて訂正がございましたら、事務局のほうにお話しいただければ訂正をさせていただきますと思います。できれば今週中にもし何かございましたら申し出をしていただければと思います。宜しくお願いたします。

【委員長】 事務局から会議録の説明がありましたが、この時点で既に読まれていて訂正、ご質問がありましたらお願いします。

なしということですが、今回につきましては1週間以内に何かありましたら事務局のほうにご連絡をお願いします。

4 議事

【委員長】 それでは、議事に入りたいと思います。本日3名の方からのプレゼンをお願いしています。順番ですが最初に野村委員、次に小林幹二委員、最後に三浦委員にお願いしたいと思います。

事務局と話しまして前回15分位でお願いしていましたが、もう少しあってもよいのではないかとということで20分位を目途にお話しをお願いしたいと思います。終わりの目途ですが、少し伸びてもいいと思いましたが、20:00にとられることなく、20:30くらいを目途にしたいと思います。

次に、今回配付された資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回の委員会で岐阜県可児市の子どものいじめ防止に関する条例を資料として配付してほしいという要望がありましたので、今回机上に配付しております。岐阜県可児市の子どものいじめ防止に関する条例は全17条の条文でなる条例でございます。施行日は平成24年10月3日です。併せて条文の解説を資料として配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

【委員長】 それでは、野村委員お願いします。

【野村委員】 このような貴重な機会を与えていただきましたことに、心から感謝申し上げます。限られた時間ですので、前置きは抜きにさっそく本論に入らせていただきます。私の関わっている分野の活動報告ということですが、不登校やひきこもりの相談では、いじめや体罰がそのきっかけになっている例がとて多いのが現実で、特に昨年の大津市の事件以来「いじめ」問題が大きな社会問題になり、今度、大阪では信じられないような体罰事件が

発覚しました。子どもが自分の命を引き換えにしないと、いじめや体罰の問題に対し、社会全体が本気になって動かない、しかも同じような悲劇が繰り返し起きているという現実はどう対処するのかということなしに、子ども条例を考えることはできないと思いますので、今回はこのような内容でお話させていただくことにしました。

ひとつはわが家の子どもたちがいじめが大きな原因で不登校になった体験から、「親として何をなすべきか、関係者に何をお願いしたいか」という観点と、もうひとつは、私も一応は社会福祉士、精神保健福祉士という国家資格に基づいてソーシャルワーカーをやっておりますので、社会福祉の相談援助活動における基本的な考え方をお話させていただきたいと思います。また、私は不登校相談情報センター北海道代表という立場でこの委員に選任いただきましたので、最初にセンターの活動状況をごく簡単にご紹介しますと、平成23年4月のスタートから昨年12月末までの1年9か月で161件の相談がありました、詳しくは別紙1をご参照ください。ケースによっては繰り返し何回もやり取りしますので、延べ件数はこれよりはるかに多いわけで、何らかの形で相談に応じたり情報提供をした事案が161件ということになりますが、電話とメールによる相談が大半ですので、それだけで解決できるようなケースはほとんどありませんから、道南地域にお住まいの方には、別紙2でご紹介しておりますような「親の会」などのご利用や、お子さんが15歳以上の場合は、若者サポートステーションのご利用などをお勧めしております。その結果アカシヤ会やあさがお、昴の会、フリースクールすまいるへの参加や見学などにつながったケースが51件、サポステ利用につながったケースが16件ございます。もちろん、これで全て問題解決するわけではありませんが、不安を抱えたご家族やご本人が、悩みを打ち明け相談ができる場があるということに、とても大きな意味があると思います。それは、相談を受けたセンターが魔法の杖のように問題を解決するというのではなく、関係者のいろんな知恵と力を借りながら、ネットワークを活用して、相談してきた方と一緒に良い解決の道を探るというのが、私どもの基本的スタンスでありまして、これは何もこのセンターだけではなく、当事者を主体にネットワークの力で問題解決を図るというのが、社会福祉相談援助の基本的な考え方でありませ

す。

それでは次にごく簡単にわが家の体験をまずお話をさせていただきますが、長女は38歳になります、中学2年生のとき、朝、学校に行く段階になると、頭が痛い、お腹が痛い、吐き気がするなど、様々な症状を訴えて、トイレに駆け込んだり、玄関先にうずくまってしまうという状況でした。今から25年も前のことですから、私も全く知識がなく、はじめは風邪をひいたくらいと考えて、とりあえず学校を休ませましたが、お昼頃になるとそんな症状も消えて、家の中では普通に暮らしています。一日中寝ているわけではないので、親は「学校へ連れて行けば何とかなるだろう」と思

い、また、学校も「連れて来てくれれば何とかしますから」と言いますので、とにかく必死になって学校に行かせようとなりました。そのうち、そんなことが毎日続くようになり、親はさらに心配になって「何か隠れた病気があるのではないか」ということで病院を連れ回すのですがどこも異常はありませんので、今度は「怠けではないか、ずる休みではないか」と親が疑い出します。こういう経過とやり方は大概どの親もやってしまうパターンで、ここから泥沼にはまっていきまして、先生にしょっちゅう家庭訪問してもらい、毎朝友だちに迎えにきてもらう、最後は車に押し込んで学校まで連れて行くなどという、今から考えればやってはならないすべてのことをやってしまい、そうやって学校に行かせようとするほど、長女の体調は悪くなってしまい、学校へ行くどころの話ではありません。家からも出られなくなり、部屋の中は荒れ放題で、昼夜逆転して生活のリズムはメチャメチャになってしまい、当時は「ひきこもり」という言葉はまだありませんでしたが、今から考えればまさに「ひきこもり」状態です。実は、長女の不登校のきっかけは、ひどい「いじめ」があったことがずっと後で分かるのですが、私が長女から直接いじめの体験を聞くことができたのは、彼女が20歳くらいになってからでした。彼女の話では自分は女子のグループに入るのが苦手で、休み時間いつも一緒、トイレに行くのも連れ立ってといった雰囲気になじめないし、みんなが盛り上がる、例えば芸能界の話題などにも「なんでそんなことが面白いんだろう」とみたいな気持ちでついていけず、どのグループにも入ることができないで孤立し、そこを男子のいじめグループに狙われ、ひどいデマを流されたり、殴る、蹴るといった暴力も受けたそうです。それを聞いたときに私は、娘に「なぜ親に話してくれなかったのか」と聞きましたら、彼女は、「親に心配をかけたくない」という気持や「親が怒って学校に話を持ち込んだら、仕返しされるのが怖かった」ということはもちろんあるけれど、一番大きな理由は「口に出してしまうと、自分がいじめられていることを自分で認めてしまうことになり、その惨めさに耐えられなかった」ということです。つまり、20歳くらいになって彼女なりに自分の生活の方向性が見えてきて、生きて行くことに自信を持てるようになるまで、口に出すことができなかったのですが、こういった話はあちこちで聞きますので、子どもが「いじめ」について本当のことを語ることも自体が、とても大変なことなのだと思います。

2005年に「わが子が不登校で教えてくれたこと」という本を出版したときに、家族であっても個人情報ですし、公開するからには本人たちの承諾が必要ですから、原稿を妻と娘たちに見てもらってチェックと修正を重ねました。そのとき初めて長女は「何度も自殺することを考えた」と打ち明けてくれましたので、私は長女のことを結構分かったつもりになっていたのですが、彼女が一番辛かった状態を知ったのは最近と言ってもよいわけで、誠にお恥ずかしい話ですが、意外と親は子どもの本当の姿を知ら

ない場合が多いことを肝に銘じております。しかも私は「いじめ」というとてもとても辛い状態の中に、長女を必死に送り出していたわけですから、最近のいじめによる自殺の報道を目にする度に、わが家も一歩間違うとそんな状況になったかもしれないと思い、胸が苦しくなります。

次女は28歳ですが、小学4年生の1学期が始まって間もなく不登校になります。私たちは姉のときの反省がありましたから、次女に対しては無理に学校に行かせようとはしませんでしたので、勉強は全くしないで、家でたっぷりゲームをしたりマンガを読んだりして、概ね元気に過ごしていましたが、中学に進級する段になって学校に行くと言いだします。これもこの本を書くときに初めて次女から聞いたことですが、次女が言うには「お父さんは私が家で気楽に不登校していたように見えたかもしれないけど、小学生は小学生なりに『このまま大きくなったら、ちゃんと進学や就職ができるだろうか』とか、心の中は不安や心配でいっぱいだった」とのことです。ともかく中学進級をきっかけに彼女なりに意を決して学校に行くわけですが、やはり姉と同じように、みんなと同一歩調を求められる女子のグループになじめませんでした。次女はどちらかというと自分の思ったことをはっきり口に出すタイプで、先生の質問に大きな声で「ハイ」と手を挙げたり、音楽の時間に「大きな声で歌いましょう」と言われたので大きな声を出したら自分だけが目立ってしまったというようなことが、度々あったようで、あるとき先生から「お宅のお子さんは帰国子女のようですね」と言われたことがありましたので、周囲からは変わった子に見られたのかもしれない。そんなこともあって「いじめ」のターゲットにされ、2か月くらいで不登校になりました。学校もいち早く「いじめ」に気づき、「ちゃんと解決するから学校に戻ってほしい」とおっしゃったのですが、次女は「もう学校はいい」という感じで、いわば自分から学校に見切りをつける形で行かなくなりました。私は不登校の相談に長年携わってきましたが、いじめが原因かどうかに関わらず、お子さんが「学校に行けない」という気持ちで不登校するのと、「学校に行かない」と自分で決めて不登校するのでは、その後のお子さんの元気さが随分と違います。これは当然の話でありまして、「行けない」という場合は「行けない＝ダメな自分」を責めることになり元気は湧いてきません。まして親や周りから行かないことを責められますと増々落ち込んで、病気のような状態に追い込まれますが、「行かない」というのは、自分の意思がそこに入ってきてますので、周りがそのことを否定せず、本人の気持ちを尊重し、サポートするとエネルギーも湧いてきて、次のステップにつながっていくように感じています。結局次女は、中学校には2ヶ月ほど通っただけで、後は全く学校に行かないまま卒業しましたので、次女の場合はいわゆる義務教育9年間のうち、後半の6年間はほとんど学校に行かないで大きくなったわけですが、私は次女が不登校をしてくれたおかげで、「いじめ」の中に彼女を晒さないですんだことを、本当に良かったと思っています。

ですから、私が申し上げたい「いじめ」への対処の原則は、極めて単純なことで、「危険なところには近づかない」、つまり「いじめ」から逃れ「学校を休んでください」ということで、これは別に特別な話ではなく、身の安全を守るための基本の基でありまして、この度の悲惨な原発事故でも、一定以上の放射線量の地域は自分の土地や財産があっても立入禁止になってますし、災害時に重大な危険性があるときには、行政の責任において避難命令を出します。

ただ、こういう提案をいたしますと、必ず次のような疑問や批判をいただくことになると思いますので、その代表的なものをレジメの4-(2)に5点ほど紹介しましたが、すべてをご説明できませんので、ひとつだけ申し上げたいと思います。それは、「長い人生には辛いことがたくさんあり、そのたびにそこから逃げていては人間生きて行けない。大人になってからでは遅いので、子どものうちから困難から逃げないでそれに打ち克つ強さを持つように教育しなければいけない」という意見ですが、確かに、一般論としては、そのような心がまえも必要でしょう。しかし、「いじめ」は明らかな人権侵害です。また、「いじめ」の個々の行為の中には、暴行や恐喝といった犯罪にあたるものもありますし、物理的・肉体的に直接ダメージを与えなくても、無視や暴言、陰湿な嫌がらせなどは、取り返しのつかない精神的なダメージを与えます、最近のパワハラやセクハラが原因で精神疾患に追い込まれた人が労働災害の認定を受ける事例も出ていますので、「いじめ」が子どもに与える精神的ダメージの大きさを、私たち大人は、もっと深刻に考えるべきだと思います。「辛いことに耐えるのも人生経験」とおっしゃる方でも、まさか「人権侵害や犯罪被害に耐えるのも人生経験」などとは言わないと思いますので、そこでまずは「いじめ」に対しても「被害に遭わない、被害を避ける」ことが一番の基本であります。

レジメ2ページでは「いじめ自殺裁判」の教訓について紹介していますが、時間がまいりましたので詳しい説明は省略しますが、要するに、いじめ自殺に追い込まれた子どものご家族が加害者や学校を設置運営する市町村を訴えた民事訴訟の裁判で、子どもをきちんと休ませなかったこと、つまり「いじめ」という非常に危険な状態にある学校に行かせたことが、訴えた側、つまり被害者の過失として認定されたということです。ですから、いじめがあったり、その兆候があった場合はしっかり学校を休ませ、まずはわが子を守る必要があることを、この裁判は教えていると思います。しかし、残念ながら子どもが学校を休む、不登校することが、親にも学校にも、社会にもすんなり認められる状況になっていませんので、最後に申し上げたいのは、子ども条例が子どもの健やかな成長を願って制定されるとするならば、まず第一に子どもの安全・安心の確保をしっかりとその中にうたい、そのために、子どもたちがあらゆる「いじめ」や虐待、体罰、暴力から守られなければならないこと、そのためにも辛い状態のときにはゆっくり休んでよいこと、安心できる子どもの居場所を確保するということ

などを、是非うたっていたきたいと願っております。

レジメでは次に「ソーシャルワークによる総合的な支援の必要性」について述べておりますが、これは参考資料ということで後ほどご覧いただき、また、4ページ、5ページには不登校やひきこもりのデータや、理解と支援のあり方についての基本的な考え方を載せておりますし、6ページには、不登校・ひきこもりに限らず、子どもや若者の支援を行っている道南地域の民間活動を紹介しておりますので、参考にしていただければ幸いです。最後になりますが、レジメの最後に新聞記事を紹介していますが、「読売新聞」への私の投書は6年前のもので、内容は今日お話したと全く変わりませんので、6年前と同じことを話さなければならない状況が続いているわけです。北海道新聞の記事は7年前で、この「主婦Bさん」が長女です。必死の思いで取材に応じたのだそうですが、この記事が過去のものではなく、今またこのような形で紹介しなければならないことが残念でたまりません。長女夫婦が最後に「絶対に死んではいけない。死んで誰が得をするか考えてください。まず、学校なり人間関係から逃げてください。逃げた後でゆっくり考えてください。相談できる人に30分話してください。落ち着いたら、甘い物をとって、リラックスしよう」というメッセージを送っていますが、私も繰り返し繰り返し、このことをお伝えしていきたいと考えております。以上私の発言でございます。よろしく願います。

【委員長】 時間の関係で野村委員の説明が端折られていると思いますので、ご質問や聞きたいところがあれば、ぜひ質問をお願いします。

【森越委員】 ソーシャルワーカーとしての視点から、今の子どもたちの現状を話していただければと思います。

【武田委員】 いじめ自殺裁判の教訓が子どもたちにとって、今後を含めてどんなメリットやデメリットがあったのか詳しく教えて欲しい。

【野村委員】 先に裁判の方からお話します。時間の関係上、それぞれの事件の詳細について説明することはできませんが、まず平成2年12月16日に福島地裁いわき支部で判決が下された小川中学校事件です。

これは昭和60年に、いわき市立小川中学校3年生の男子生徒が、同級生から激しいいじめにより自殺したことに対し、遺族が学校設置者であるいわき市を被告として損害賠償計8,300万円を請求した民事訴訟です。その判決では、まず第一に、自殺の主因を悪質ないじめと認め、学校側に安全保持義務違反があるということで、学校側の過失を認定しました。そして、学校側に安全保持義務違反があったかどうかの判断は、そのいじめが被害者の心身に重大な被害が及ぶような悪質なものであるという認識ができれば十分で、被害者の自殺を予見できたかどうかを問う必要はないと指摘しています。これはとても重要な指摘で、「いじめ自殺」の報道の中で、「いじめを防げなかったことは申し訳ないが、いじめと自殺の因果関係がはっきりしないので、自殺についての責任まで

求められても困る」といった趣旨の関係者のコメントを目にすることがありますが、この事件の教訓が全く生かされていないわけで、これは平成2年ですから、それから20年以上も経っているのに、同じことが繰り返されていることが残念です。この判決では、学校は自殺の予見はできなかったとしています。その理由というのが、被害者がいじめを受けて「自殺を考える程度に苦悩しているということであれば、その前兆として顕著な登校拒否症状が生ずるであろうことが考えられる」けれども、「被害者が家人に対しても深刻な苦悩の様子を明らかにしたということではなく、それ程目立った不登校もない」と言うわけです。いじめに遭っている子どもが家族にもなかなか打ち明けられないというのはわが家の長女もそうでしたから、これは子どもの心情を全く理解していませんし、不登校していないから、周りもそんなに深刻に考えなかったというのも、子どもにとって不登校するというのはどんなに大変なことか、やはり全く理解していないわけです。そこから驚くべき結論が出てきますが、民事訴訟ですから、被害者側の落ち度が過失相殺という形で問われます。このことは私たちも例えば交通事故の示談交渉などでも経験していることで、例えば車にひかれた歩行者にも、信号無視したとか、横断歩道でないところを渡っていたとか、道路の左側を歩いていたとかいう過失がありますと、過失割合が「5対5」とか「3対7」とか判定されて、損害賠償額が減額されます。この事件の場合、裁判官は被害者の過失として「このようなひどいじめを受けているから学校に行きたくないと訴えるくらいことは期待してもよいように思われる」と言って、つまり登校拒否をしないで学校に通ったことを、被害者の過失として40%の過失相殺を適用したのです。そして、家族についても、「保護者の指導の重点は被害者を学校に行かせることにあり、被害者が学校に行くのを嫌がっていることを感じ取れたにもかかわらず、その原因を思いやることなくひたすら出席させ、そのことで被害者の逃げ道を狭める結果となって被害者をますます窮地に追い込むことになった」として、保護者側の過失として30%を認定し、残り30%だけを学校側の過失として認定したというものです。

もうひとつは、知覧町いじめ自殺事件に関する平成14年1月28日の鹿児島県地裁判決で、鹿児島県知覧町の中学3年男子生徒が集団暴行などのいじめにより自殺したことに対し、両親が加害者5人と学校設置者の知覧町に損害賠償を求めていた民事訴訟ですが、判決はいじめの事実を全面的に認め、5人の元生徒に4,483万円、知覧町に1,320万円の支払いを命じました。これも民事訴訟ですので過失相殺の判断が示されておりますが、その中で裁判官は、原告両親が自殺の前日に子どもから被告生徒らに暴行を受けていることを聞いていたけれども、加害者とその両親が原告宅を訪問し、形ばかりの仲直りをさせたことで解決したと考え、自殺の朝にも学校に行くように説得したこと

などを「原告両親の過失」と認定し、損害賠償額から4割を過失相殺で減額したというものです。「仲直りさせる、加害者に謝罪させることで解決を図る」という意見もありますが、「仲直り」とか「謝罪」が表面的なものに終わると事態はもっと深刻になります。それは、「謝って仲直りしたのに、それでも学校に行かない」ということになれば、今度は、被害者のわがままという話しになって、ますます学校を休むことができなくなり、逃げ道を塞いでしまうことになります。このように、自殺に関わる民事訴訟の過失相殺の考え方は、いじめられても本人が学校に通いつづけたり、保護者が通わせ続けようとした場合は、それが過失になる場合があるということえを、しっかり押さえておきたいと思います。ですから、まだまだ世間一般では、「いじめられたら学校を休んで良い」という考え方が浸透してない現状にもかかわらず、このような過失相殺の判断が適用されるというのは腹立たしいことではありますが、しかし、裏を返せば、いじめがあつたり、その兆候があった場合はしっかり学校を休ませるということでわが子を守る必要があることを、これらの判決は教えてくれていると思います。

次にソーシャルワークについて話します。ソーシャルワークはいくつかの場面に分かれており、そのひとつがケースワークでこれは個別の相談援助で、基本となるものです。福祉分野でよく使われるバイステックという人がケースワークの7つの原則を打ち出しており、これが基本の原則となっております。7つすべては説明しませんが、この中で一番有名なのは受容であり、相手の状態をまるごと受け止めることから始めるものなので、相手に対して批難をしたり、追及したりするような関わりはつつしむことです。この原則は、社会福祉の相談の基本ということだけではなく、子育ての分野や困っている子どもや若者に関わる場合の基本的なスタンスであると考えておりますので、広く社会生活に役立つと思ひまして紹介しております。グループワークは、当事者グループで悩みを抱えたもの同士が集まって問題解決を図っていく、保健福祉や医療の分野では大変重視されております。このようなグループもソーシャルワークの中では、大きな力を発揮します。次にコミュニティワークですが、一つのところで抱え込まない。社会福祉では、ケアマネジメントという考え方が援助の基本です。このケースに対しては、どの機関がどういう関わりをするかということをお話し合っってネットワークを組んで、なんとか自分だけ解決するという考え方はとらないというケースマネジメントが、福祉の相談では重要な考え方となっております。スクールソーシャルワークですが、これは学校だけで問題を抱え込まないという考え方で、学校も地域も様々な子育て機関の一つであって、学校が抱えている問題も地域に明らかにしていって、いろいろな人の意見を聞いて問題解決を図っていくのが、スクールソーシャルワークであります。

最後に「いじめ」対策への提言というところで、子どもの人権侵害に関わる第三者委員会をつくるというのがありますが、この考え方は社会福祉法に規定されているもので、社会福祉の施設で全面的に取り入れられている苦情処理のシステムがあり、第三者が関わる仕組みのようなものを、子どもに関わる、学校なども含めた全ての現場に取り入れていくということもこれからの問題解決に向けては大きな役割を果たすのではないかとということで提案させていただきました。

【委員長】 それでは次に、小林幹二委員をお願いします。

【小林幹二委員】 いじめは人権侵害と暴力だと思います。特にいじめに関わって安心して学校にいられるような対応をしなければならないと思います。同時に心身を犠牲にしてまで学校に来ることはないことを伝えて安全の確保を優先することが絶対に必要だと思います。皆さんにお聞きしたかったことは、いじめる子の対応がとつても大事だと思いますので、いじめに走る悩みやストレスを抱えている子を私はよく「かばんいっぱいストレス抱えて学校に来ている」と表現しています。ストレスを抱えている苦しい状態に私たちは共感しながら、子ども自身が立ち直ることを支えていく愛情をいっぱい降り注いでいかなければその子も立ち直れない。もう一つはいじめをなくす根本的な問題はどこにあるのか。なぜいじめがここまで深刻になったのか。その要因をなくすることを一方では考えなければならない。僕はいじめというものを社会が真正面に見ていく必要があるのではないかと思います。

さて、子ども未来部の子どもの「ども」はなぜ「ども」になったか歴史的にふり振り返りながらその持つ意義について、共通理解にたてればと思いました。広辞苑で子どもの「ども」はにんべんの「供」しか出ておりませんでした。ひらがなは出ておりません。旺文社の辞典も出ておりません。角川の辞典には子どものどもはひらがなで書いてありました。にんべんの供は、広辞苑では従者として従っていくような説明となっています。つまり家庭制度の中で子供は親の所有物視されるような時代から子供という言葉が生まれてきたと思います。それがひらがなになった意味ですが、古く昭和47年に児童福祉法で「児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」といった表現があり、児童のとらえ方が戦前から戦後にかけて大きく変わってきた表現の一つです。それから4年後に児童憲章でそれがもっとも大きく変わって表しているのですが、「われわれは日本国憲法の精神に従い児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるためこの憲章を定める。」そして「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる。」つまり人権の問題として重視する視点で、新しい観念で示したということが理解されます。そして翌年ですが、全国的な民間レベルの組織で、「日本子どもを守る会」の羽仁説子さんが代表を務めていて、ここで初めて子供の「ども」がひらがなに変わりました。それから10年後に196

6年に家永教科書裁判がありまして、教科書検定で不合格になったことに対して不服を申立て、国に提訴した事件ですが、この第二次教科書裁判の第一審の東京地裁判決が1970年にありました。これは教育関係者には有名なのですが、杉本良吉という裁判長が子どもの学習権に関わる判決を出しました。ここには子どもの学習に関わって判決文では子どもにも当然その人格が尊重され、人格が保障されるべきであるが、子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもの生来的権利であり・・・」となっています。ここに「子ども」という言葉が7か所使われました。これが公に「ども」と使われた最初のもので、これを契機に主に新聞関係ですが、マスコミが一斉にその意を含めて使われるようになりました。つまり70年から80年代にかけて「ども」の標記が市民権を持って使われるようになったという経緯があります。それから89年に国連総会で子どもの権利に関する条約が定義され、第3条で子どもの最善の利益の保障を目指すこととされた。これが高く謳われ、新しい子ども観に立脚した、従来の子どもの観（離脱保護と教育の代償とした子ども）から新しく子どもの意見表明権や思想信条の自由やプライバシーの保護などの社会参加権を大胆に認めて、子どもの最善の利益を追求するという子ども観が国連で採択され、1994年5月22日に発効したわけです。つまり国内法として法的な拘束性を持ったことがこの間の経緯です。それから2002年になりまして、国連子ども特別総会で“子どもにやさしい”世界の論議経過の中で、「子どもにやさしいまちづくり」の推進が提起されています。基盤として子どもの権利条約の4つの原則の尊重が挙げられていますが、2条の差別の禁止ですとか、3条の子どもの最善の利益の確保ですとか、6条の生命生存発達の権利や12条の子どもの意見の尊重を基盤としながら、以下9つの点が要素として挙げられ、それに関わるようなやさしいまちづくりを追求していくこととしています。

このような中で、「子どもにとってやさしいまちづくり」における子ども像と大人の役割をどのように理解したらよいのかということですが、子どもも独立した人格と尊厳をもつ権利の主体としてとらえ、大人は子どもの意見を聞きそれを尊重しながら子どもの最善の利益を見つけだして行動すると解するべきだと思います。子どもだから駄目だということの子どもに関わることを大人が勝手に決めて行動することを、暗に戒めている。そういうようなやさしいまちづくりにおける子ども像と大人の役割であると私はとらえている。その考えで、前回資料としていただいた北広島市の子ども条例の前文を見ましたら、「子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通じて、他の人の権利を大切に

し、互いに尊重し合う力を身につけ、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、共に考え、支えていく責任があります。」とあり、ここに子どものおかれている権利と大人の責務が明らかにされています。私たちもこのような視点に依拠しながら、いろいろ詰めていかなければならない課題がたくさんあると思います。子どもの権利とはいったい何なのか、一般的に子どもの義務と責任とは何なのかなどを、広くみなさんと議論をしたら、子ども像についてピントが合ってくると思います。以上で終わります。

【委員長】 それでは質問ご意見をお願いします。

【小林幹二委員】 補足ですが自分の権利を実現するためには、他者の権利を侵害しないで尊重する責任を持つということが、いじめの問題に関わって大事な視点になってくると思っています。そういう視点から、いわゆるひらがなになった「ども」の子ども像を見ると、児童憲章に込められた意味も判決で出された意味も子どもの権利条約に関わる意味も、一本の柱につながっていくのではないかと思います。

【委員長】 全員のプレゼンが終わりましたら、まとめて質問を受けたいと思いますので、それでは、三浦委員をお願いします。

【三浦委員】 いま、なぜ子ども条例が、函館市に必要なのか。率直に私はこの委員会のメンバーに加えさせていただいた時から、なぜ函館市が今子ども条例なのか、ストーンと落ちない部分がありました。自分で納得するために少し調べてみました。これまでに委員のみなさんからご発言や事務局からの説明資料を頂戴しまして、今時点で自分なりに考えたことを申し上げます。資料では4つの視点から考えました。まず1番目の函館市における子どもに係る現状、問題点および課題であります。少子化の現状と動向、少子化の深刻さであります。さかのぼって20年前の平成2年、それから10年後の平成12年、今から10年後の平成37年といたしますと、団塊世代の人がちょうど75歳になる高齢化のピークが最大限になると思われませんが、平成2年から30年間で函館市の少子化と高齢化が推計を含めてどう動くのかということですが、まず年少人口でいきますと平成2年から平成12年までおよそ19,000人の減少であります。平成12年から平成24年までがおおよそ10,000人の減少、さらにこの先10年後の平成37年ではおよそ11,000人の減少となり、結果的に30年間でおよそ40,000人、58,000人の年少人口が18,000人までの減少となるだろうと思われまます。一方老年人口は、これまでの20年間で10年ごとに17,000人から18,000人くらいずつ増えてきています。この先10年後の平成37年の推計では、およそ7,000人くらいの増加。お年寄り30年間に42,000人の増加。だいたい子どもの減る数と同じか、さらに増えているという、多くのお年寄りが増えているという極めて少子高齢化の状態にあるとわかりました。2つ目は地域社会における子どもに係る問題等の発生であります。暴力、虐待、い

じめ、不登校、ひきこもり、近年にわかに言われてきた子育ての孤立化もあろうかと思えます。現実には新聞等での事件発生や統計数値としてこのようなことがあると思えます。また離婚や、母子家庭の生活保護受給世帯など、子どもの貧困につながる要因であります。平成23年度の集計では、函館市の年間の結婚件数はおよそ1,300件に対して離婚の件数が640件ほどでありますから、結婚の件数に對しまして離婚のほうがおおよそ50パーセント。結婚した人がそのまま離婚するわけではありませんが、単純に比較するとこういうような比率となります。以上のことから子どもの健やかな成長の妨げとなる要因が現実として存在しています。これが函館の実態であります。次に課題であります子ども・子育て支援に向けての市民こぞっての取り組みが必要と考えます。函館市の現実や動向をみますと、いち早く市民こぞって子ども・子育て支援の明るいまちづくりに取り組むべきだと考えます。そういう時にあると認識をしております。

さて次に、なぜ条例なのか？これを3つに分けて書きました。1番目は次代を担う子どもたちが、自分に誇りと自信をもち、人として相互に尊重し合い、健やかに成長していくまち。安心して子どもを生み育てていくことができるまちの実現であります。その目標向かって全市民が共通の認識と共に動く共働が必要であります。2番目は子どもに係るまちづくり、子ども施策を確実に実践していく上で、最も有効、確実な手法として、条例があると考えます。条例は、自治体の施策の基本姿勢を示す法規範であります。この制定に当たっては市民参加を得、議会の議決を経て決定するわけであります。子育てや子育て支援、子どもに係る施策を函館市が総合的・継続的な視点に立って安定して進めていくには、条例という形をとることが最も有効であると考えます。3番目は自治体としての自主性・主体性の発揮、地方自治、公民一体となつての地域福祉推進の時代であります。地域住民としての子ども、生活者としての子どもと、一番近いところで向き合っているのが自治体であります。その自治体が自分の地域の子どもの置かれている現実を捕まえてそのあるべき姿、救済保障を考えて地方分権化の時代としての自主性や独創性を発揮し、条例という形を通して子どもの福祉実現を目指すのが自然であると考えます。次に子ども条例を制定するに当たって、その背景・基盤となるもの。最初に国連の子どもの権利条約をあげました。1994年日本は、子どもの権利条約を批准しました。条約は日本憲法に次ぐ法的効力をもつ国内法規範となつたのであります。子どもの権利条約の実施義務は締約国にあるとつたっております。国としては、自治体に対しても、条約の実施を促進するような措置をとり、支援したりすることも義務づけられています。我々自治体としましても地方統治機関として国と一体となり連携しながら条約を実践していくことが求められます。我々は国際社会の一員として、これから策定検討する子ども条例は、その内容や考え方において条約との整合性をもち、国際水準にのつとつた形のものになつていなければならないと考えます。次に次世代育成

支援行動計画の実績評価であります。すでに平成17年度から平成26年度まで前期5カ年、後期5カ年で行われる計画です。この実績の評価検証を行い、そこから学んだことをこれから策定する子ども条例の基本理念、施策の方向性の参考とすべきと考えます。

この先、検討委員会としての課題は何かと考えました。子どもはひとりの人間であります。人としての子どもの存在、子どもの育ちの支援、子育ての支援、若者の自立支援など市民みんなが共に生きる共生と連帯の精神のもとに育ていけるまちづくりを目指したいと考えます。条例の基本理念となる基本コンセプトについて十分な議論をし、共通認識に立つことが必要であると考えます。2つ目は条例にうたわれることになると思われる言語の意義、表現のあり方などについて十分に議論をし、共通認識が必要であると考えます。これは具体的には、主に子どもの権利条約の中で出てきますいくつかの表現があります。例えば、子どもの権利とは何か、大人の通俗的に出回っている観念のもとで見てしまいがちですが、先入観や既成概念をどう精査するか。子どもの最善の利益とは何か。子どもの意見表明とは何か。さらに細かい事では搾取という言葉がありますが、経済的搾取、性的搾取、その他などがあると思いますが、これらの言語の意義を市民のみなさんに正しく解釈していただけるような表現など、委員のみなさんの共通理解のもとに、委員会としての最終提言の形になるべきものと考えます。

これからの事ですが、事務局から資料等をいただきましたが、全国のすでに作られた条例のパターンが5つほどあると思います。子どもの育ち、子育て支援で1つ、子どもの権利保障、この2つを一緒にうたった条例だとか、青少年保護育成の条例をねらいとするもの、子どもを虐待から守るなど限定した条例があるが、みなさんと意見を出し合って形を決めることが必要となります。国の動きによりますと子ども子育て支援法も出てきますから、次世代育成支援行動計画の先といいますか計画との整合性も出てくると思います。

まとめますと函館市の現状を見て、今後の動向を考える。地方自治の時代であります住民主体の地域福祉の充実を根底におきながら国際社会の一員として子どもの権利条約の精神を生かしながら21世紀を見据えて市民みんなが幸せな子どもが増えてくるまち、そういうまちづくりの条件整備として子ども条例の制定を考える極めて意義深いものがあると思います。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは質問やご意見をお願いします。

【森越委員】 子どもの権利条約のことを言いながら、表題にはなぜ子ども条例なのかとなっているが、権利条例で権利に触れるのは当然として表題に子どもの権利条例といれるのか。あるいは子ども条例とするのかというところは、かなり基本的な議論になってくると思いますが、表題とのニュアンスの違いがありますがどうお考えですか。

【三浦委員】 文言上の表現はまだ考えていませんが、子どもの権利条約は根底に置くものでありまして、当然それを踏まえながら、国際社会の一員であるというところを、我々市民がそういった認識にならなければならない。その上で条文上の文言の表現が条約の表現とどう整合性をとるか。市民から見て柔らかい表現で正しく認識していただけるか。これが、これらからの努力工夫だと思いますので、決して矛盾はしていないと思います。やはり函館の子どもの育ちと子育て支援をすること。大人の目で見えてきた子どもの従来の観念というものを条約を見ながら改めて精査する必要があると思いますので、みなさんとそんな変わりはないと思います。

【委員長】 権利という形をどうするかは当然深く議論していく内容だと思います。

【三浦委員】 権利といいますと先入観ではあまりよく解釈しません。そこをいかに市民のみなさんに正しく理解してもらえるか。その表現をこれから時間をかけて工夫していく必要があると思います。

【小林幹二委員】 なぜ条例が必要かはまったくその通りだと思います。子ども条例を作らなければ柱が崩れていくことで、恒久的にやっていくのはその通りだと思います。総合的、継続的、安定的といったくくりの中で議会の意思をくぐらせるということですが、安定性の他に発展性をいれた方がより良いのではないかと思います。

【三浦委員】 おっしゃる通りだと思います。私もその通り賛同します。これから議論していくでしょうから、中身は詰めていけば良いと思います。

【委員長】 3人の委員ご提言ありがとうございました。先ほど小林幹二委員から出されたいじめで加害者に対する対応をどうするか。愛情で支えることなしではいじめた子どもへの本当の対応はないのではとの意見もありました。2点目はいじめを無くするにはどうしたらよいか。今日、結論は出ないかもしれませんが、小林幹二委員や三浦委員にしても、条例を作る我々もいじめをなくするまちづくりをしなければ子どもは出て行く。全部関連していると思います。このことについて、何かご意見等がありましたらお願いします。

【野村委員】 これは専門的なテーマで、教育分野のプロの方に意見を求めた方が良いと思いますが、小林幹二委員の加害者への対応についてですが、いじめ問題の中で私は被害者の立場での話をしていますので、加害者の話までの気持ちの余裕がありません。いじめられたらゆっくり休もうと言った時にかならず出てくる言葉は不公平だという言葉です。いじめられた子が学校を休んで、なぜいじめた子はほっとかれるのか。私は感覚的にはわかります。いじめられた子が損をしていじめた子がのほほんと学校に行く。おかしい。いじめた子も出席停止にしていじめられた側を守るといった意見がかならず出くるんですが、私はいじめた側を出席停止にすることは、いじめられた子が学校に戻るための条件になるとはかならずしも思いません。出席停止にならなくてもクラスが変わった時に、いじめられた子に出ておいでと言っても子どもが簡単に学校に戻るかというと、これは非常に難しい。

いじめられる前と後では子どもの心理状態を含めてまったく違います。日常生活でつらい条件がなくなったから自動的に心が戻るかといえば戻りません。回復するには、それまでの経過なり、個人差もありますからかなりの時間がかかる。いじめられた子が学校に戻るためにいじめた子をそこから排除することは問題の解決にはならないと感じています。いじめた子自身が別な所でいじめを受けてたり、虐待を受けていて、そういった環境の中でうっぷんをはらすためにいじめをしたりしている。私はいじめを容認しませんし、厳しく対応しなければならないと思っていますが、いじめる側の心理状態なり家庭環境を含めて総合的なケアが必要だと思います。出席停止ということが、効果なり適切なものかどうか判断していくと感じています。いじめを無くすることは、私自身で考えられませんのでみなさんにいろいろ意見を出し合って教えていただければと思います。

いじめをなくする取り組みと子どもを取り巻く環境の中で、いじめが起きるかもしれないというリスクを冷静に判断する認識が必要だと思います。問題は起きた時にいかに被害を拡大しないか。起きた問題に対していかに適切に対応していくような仕組みを作っていくか。決して精神論では解決しないと思います。可児市のいじめ条例も検討されると思いますが、何らかの具体的な救済や手立てを合わせて考えていかなければならないと思います。

【小林幹二委員】 いじめの芽はどんな時代でもどんな社会でもあります。それがたやすく、人権侵害や暴力行為にエスカレートしていくことが、今日の問題の本質があると思います。いじめに走るだけの悩みやストレスを多くの子ども達はは沢山抱えている。悩みやストレスが何に起因しているかを見ていかなければ起きた時の対応はできても本質的な根っこの部分は変わっていかないと思います。子どもの環境はとても劣悪になってきている。そこに私達は目を背けないで真正面から向き合っていくことが大事だと思います。私は労働審判をやっていたのですが、裁判所に裁判官と労働審判員3人で90日以内にきたものに判決を出す仕事ですが、多くの労働者が時間外手当を貰えないで理由なく辞めさせられたり、深夜の割り増し賃金が貰えないと言ったら辞めさせられるといったものが裁判所に上がってきます。結果的には人間関係が壊れてしまって解決金でしか解決の道がありませんが、そこで働くお父さんやお母さんの置かれている状況というのは非常に格差と貧困が典型的に現れている。その中で育った子どもはやはりストレスを感じています。解決はできないけれども目線を通しながら子ども条例というものを深く考えていかなければ、良い出口は見つからないと思います。

【委員長】 今回は、小学校校長会や中学校校長会や市P連の保護者の立場ということで発表をお願いしましたら、次回やってくれるということです。今の問題は、各小学校も中学校も喫緊の課題として取り組まれていますので議論になると思います。

よろしいでしょうか。

【野村委員】 先ほどまでいじめの話が出ていましたが、体罰の問題について触れる事ができませんでした。例の大阪の事件もありましたが、今日の北海道新聞の記事ですが、なぜ僕だけがしばかれるといった手記が公表されています。その中の手紙では、僕はもうこの学校には行きたくない。それが僕の意味ですとしめくられていました。この意思を実行できてればこの子は死なずすんだと思います。体罰の問題、今回は学校の事件ですが学校の問題だけではなく子育ての環境の問題だと思っています。私は函館児童相談所で2年間相談対応窓口の担当課長をしておりまして、2年間で180件くらいの虐待通告を受け対応していました。今おそらく1年間で2倍の180件くらいになっていて、大変な状況になっている。私は保護者の方と色々な話をして初めから虐待を認める親はひとりもいません。かならずしつけどと言います。しつけの中身ですが叩かなければわからない。体罰が子どもに必要だという意見なんです。体罰は学校の問題ではなく、家庭での子育ても含めて体罰が必要だという意識事態が児童虐待のひとつの温床になっていると実感しています。虐待する親は特殊な特別な親で一般の親には関係ないことだ。そんなことはありません。何かの拍子に。先ほど子育ての孤立化の話がありましたが、何も問題のないように見えていた親や家庭の中でもちょっとしたはずみに虐待は起きている。いじめや体罰についても一生懸命まじめにやっている子どもや先生についても、ちょっとしたはずみで巻き込まれる。あるいは滑り落ちていく可能性がある。

人ごとではない問題だということを押さえていかないと、一部の限られた人のどんでもない問題ということではなくて、今の子ども達を取り巻く全体に共通した大きな課題だと思います。

【青田委員】 不登校ひきこもりの活動をされていますが、不登校ひきこもりを支援する。支援とは何をもって支援なのかということが疑問に感じています。前に保護者の方からひきこもりを支援していたら、もしそこが楽な居場所だったらひきこもり者は増えるのではないかという言い方をされました。そのときは、わかるようなわからないような感じなんです。支援する先にあるものがいったい何なのか私も明確に答えられなかったので、野村委員はどういうお考えなのかお聞かせいただきたい。

【野村委員】 基本的には不登校の子どもを学校に戻すことを支援だとは考えていません。ひきこもっている子を外に引っ張り出すことを支援だとは考えていません。結果として支援するとその状態をよしとしてその場所から動かなくなるというのは感覚的にはわかりますが、不登校の子どももひきこもりの子どもも今の状態に満足している人はひとりもいません。この状態で本当にいいのかといった深い悩みを抱えながら、だけれどもそこを動けない。それが不登校やひきこもりの子どもや若者の実態です。私どもの支援は、その辛さや自分を何とかしたいけれどもなかなかうまくできない。そういった気持ちを踏まえて、辛さの相談を受けながらどうしたらいいか

を一緒に考えていくことが私どもの支援であって支援のゴールは何か。ひとりひとりのケースによってみんな違うという考えです。繰り返しますが引き出すだとかむりくり外に出すことは支援だと思っていませんし、無理にそういうやり方をして一時的に効果があるように見えても長続きしませんし、リバウンドが大きくて場合によっては精神疾患のような状態に追い込まれていくこともありますので、受容という考えが大前提で、自己決定を尊重することが大原則としてあります。自分自身で決めて自分自身で判断して動きだしていけるようになることを支援する。これが私どもの支援することの基本的な考えです。

【委員長】 それでは今日も一人ずつ感想を聞きたいと思います。

【木村委員】 今日の話は大変勉強になりました。今、福祉法ということで話をされており、三浦委員も次世代育成法の話がありましたが、今後函館でこれらをどう進めるかといったことはこれから検証することですが、福祉だけで考えるのではなく、権利というものも必要なのかもしれませんが、親も含めた教育という考え方が必要ではないかと思います。子ども達には生きる力を何としてでも植え付けていくようなことを条例の中に組み込んでいただければ幸いかなと思っています。

【阿部委員】 現場にいて決め手になるものはほとんどありません。背景にあるものをひとつひとつ探っていきながら手探りでやるのが現状だと思っています。ですからたくさんの方の対応パターンが出てきますが、結果的に学校の現場でも社会の中でも我々心を持った人間ですから感情をもった人間ですから、いじめは完璧に理論的に無くなるということはきっとないだろうなと思っています。その現実を踏まえた上で今、我々が何ができるかということ、現場では背景を調べて予防することと万が一起きた時にどう対応してどう解決するかです。かならず無くすだとか無くなるはずだということではなくて、この辺のバランスを想定していかなければならないと思っています。もし世の中にいじめが無くなって経済競争も無くなって生活格差も無くなってどういう状態になるか想像できますか。きっと人間であればそういう世の中は作れないという思いも半分もっています。きれいに表面をなだらかにするだけではなく、少し考えていく機会にしたいと思っています。

【小原委員】 前回副委員長が、子どもはエンジェルととるかデビルととるかという話がありましたが、それが凄く頭の中に残っています。いじめる側はデビルで、いじめる側のケアは私の頭の中には無かったので以外な意見ということで、今までいじめられた側のことを主に考えていたので、いじめる側の背景にある悩みやストレスというものを大人がきちんと改善していかなければならないと思いました。ある有名な方がテレビで過激なことを言っていて、いじめっ子いじめっ子ってみんな言っているけど、いじめっ子って犯罪者でしょと言っていました。私も確かになんと思っって子どもの世界だから悪口を言ったりだとかちょっと叩いてごめんなさいで済みますが、これが大人の世界でそれをやったら法に反すると思いますので、どこまで大人

達が子どもに対してどうしていくか。難しい問題ですけど、そういうこともきちんと頭に入れていかないといけないと感じました。

【小松委員】 今日の委員会では、ほとんどがいじめや不登校の問題に関わって終始したかと思います。非常に複雑な問題が絡んでいて不登校の問題で少し話をすると、不登校の子どもが日本全国で増えた時に学者や報道機関はすべて学校バッシングでした。学校が悪い。教師が悪い。だから不登校になる。そういう言われ方をしました。その後のいろんな事例ですとか子ども達の状況からそうではなさそうだとすることで、そのバッシングもトーンダウンして今は一切そういう声もない。しかし原因は何なんだと問われた時に誰も答えられない。いじめもいろんなパターンがありますし、いろんな学校で起きています。1年間にいじめに関わる調査は国を初め道教委など学校に寄せられる調査は何種類もあります。その中で子ども達一人ひとりに聞いて集計を出すわけですが、その集計にあたってもしろんな種類があつてとりわけ低学年が大変困難です。ちょっと押されただけでいじめられたとかちょっと悪口言われたらいじめられたとか。だいたいいじめに結びついてしまう。いじめそのものをとらえることは困難な状況にあります。私たち学校を預かっておりまして学校にはいじめや不登校だけではなくていろんな問題を抱えています。ここでみなさんにお聞きしたいのですが、阿部委員も私も次回発表しますが、このあたりを教えてほしい。学校は今どういった状況にあるのだからリクエストがありましたら、そこにスポットをあてた発表物を持参したいと思います。逆に言ってもらったほうが資料が作りやすいと思います。

【青田委員】 三浦委員が今なぜ函館に子ども条例が必要かを話されましたが、同じ疑問があったんですがかなり整理していただいた感があります。今日はいじめや虐待が中心の話となりましたが、私は決して子ども条例はいじめや虐待だけではないと思います。いじめは0になることは厳しいだろうと思いつつも減ってほしいという願いは一緒だと思います。一連の背景は手探りかもしれませんが、いじめを減らす可能性がある行動、施策も含めて仮説をたてて、ここを一生懸命がんばればいじめが少しでも減らせると5年10年かけて実践していくしかないのではないかと思います。それを検証して違ったものは変更していく。そうしてじわじわと減らしていく。そういう意味で条例の中でできるのではと感じました。いじめの問題はいろいろとあると思いますが親の立場からしますと、基本的には自分がいなくてもすすくと自分の足で歩いていけるそんな子どもになってもらいたい。自分が死んでも大丈夫この子はというのが願いです。自分がいなくてもちゃんとやっていけるような子どもに育てていくための子ども条例であればと思っています。

【横山委員】 いじめの問題は感じるころがあります。私にも子ども2人いますが、子どもたちが小学校の時にはいじめがあり、学級を越えて学校の問題になったこともありました。その時には、お母さんの横の連携が大事だと感じ

ました。誤解をとくとか、いろんな意味で子ども達だけに任せられない部分を親もフォローしていくことが大事だと思います。小松委員が聞きたいことがありますかと言っていました、今の親の状況を聞かせていただきたいと思います。先生達だけに任せてはいけないし、地域や親がますます大事だなと思いました。

【武田委員】 いじめの深く掘り下げた話がありましたが、小林幹二委員が話をしたいいじめ側の子どもへの対応については、とても大事なことだと思えます。いじめられる子どもの具体的な手立てと、なぜその子どもをいじめめるのかをきちんと考えていかないといじめを無くしていく根本、これはなぜ条例なのかという点にも関わってきますが、今、子ども達がどんなことを思い、どんなことを求め、何に苦しんでいるのかを、きちんとみんながわかっていかなければならないと思えます。いじめに対する具体的な手立てと子ども達がなぜそこまで行くのかという根深い社会全体の問題も含めて考えて対応していく必要があると思えます。そのような条例を作るのであれば、子ども達の願いが叶っていく条例になるだろうと思えます。次回阿部委員と小松委員が話されますが学校で子ども達が今どんなことを思っているか聞きたいと思えます。三浦委員が言っていた子どもの権利条約を基盤にして考えていくことについて今後みなさんと議論していきたいと思えます。

【数又委員】 野村委員の話を聞いていて25年前や18年前はどうだったかを考えていました。子ども達は時代の変化でどんどん変わっている中に置かれていますが社会的背景でいじめが出てくるのかと思えます。不安定な経済状況や貧困やストレスなどたくさん抱えていると思えます。いじめは良くないことは子ども達の中でも根付いてきて、凄く小さい時に発見されていて、大きいもの根深いものに発展していないとそのような状況だと思えます。今日も〇〇ちゃんのお尻が大きいと言われただけで大泣きしまして、どうして泣いているのか教えてくれる子がいて昔でしたら「ちくったしょ」と言って逆にいじめられた時もありましたが、今は子ども達もいじめの小さいうちから教えてくれるようになりました。また、言葉の解釈ですがこれから何十回も委員会を行っていくわけですが、一般の市民がわかる言葉で理解してもらえるのは難しいと思えます。これからはもっともっと大変だと感じました。

【森越委員】 国連の権利委員会では日本の子ども達のいろんなところが指摘されています。競争社会の中において非常なストレスにさらされているという評価となっています。それがいじめや自殺につながっているという考えで指摘されています。小学校も中学校も理想郷ではあり得ないわけで社会から離れていて存在していないし、とても大変だと思います。それなのに先生方に理想郷を求めているところがあって大変だと思います。ただ、私には中学校2年生の子どもがいますが、一番家の中でストレスを感じているのは何かと言いますと宿題やテストがあって自分がどれだけこなして良い結果を

生み出すか。そのことにももの凄くエネルギーをさいているわけですが、育っていく課程の中で覚えなくてはならないことが沢山あると思いますが、100点とった子よりも30点とった子は低く評価されて、80点とった子は何番目だとか。客観的な数字というものは評価しやすいものだからそうせざるを得ないのはわかりますが、やっぱり学校で持っている問題はあると思います。この際思い切って文部科学省の大臣になったら今の学校教育をこういうふうにしていくべきだとか。そういう話を阿部委員や小松委員に次回してもらいたいと思います。もう一つ、実は今回いじめ問題が議論の中心になりましたが三浦委員が言っていた今函館市になぜ条例が必要なのか。小林幹二委員が言っていた子どもにとってやさしいまちづくりの視点はもの凄く大事だと思います。いじめは子どもの世界だけではなく、パワハラ、セクハラ、アカデミックハラスメント、DV、体罰と社会でいろんな層の中で問題になっています。直接紛争になって我々のところに来ることがあります。これは昔からあるんですが特にDVなんかは昔からあります。要するに力のある配偶者が力の弱い配偶者を殴る・蹴るあるいは暴言を吐く。最初問題になっていたころの調停員の人たちは高齢者が多いので、私は昔から耐えてきたからという感じなんです。男の調停員さんもそれぐらいは我慢しなさい。我慢しなさいよというレベルでしかとらえられなかった。個々が大切にされなければならない社会なんだ。個々が権利を持っている存在なんだと言われ始めてようやく社会問題になりつつあります。旦那さんからいじめられていた奥さんが配偶者から一方的にやられ続ける事が自分の人生ではないと考えられる社会になったことが表面化してきた。パワハラも同じです。上司からどんな事を言われても耐えなくてはならない。これが社会的な常識としてあったがそれがいけないよとなってきた社会は非常にプラス面になっていると思います。一方では榊原事件で非常に悲惨な事件がありましたが、自分の権利を主張しなかったから表面化したと思いますが、悪いことをやるには悪いことをやる原因もあるし、否定的なことをやるにはその原因もありますが、それに対してみながそれに対して攻撃をすることが今の社会の中で蔓延していると思います。それが競争なのか多数者なのか少数者なのか。日本の国はだんだん強い者勝ちの中でやさしさを失ってきた。それが一番弱い子ども達の中で反映してきて、大人社会がそうであれば、子どもは何となく感じると思います。子ども条例の中に権利という視点を入れることと、やさしいまちをどのように作っていくかという視点を考えていければと思います。

【水戸委員】 今日の大きなトピックはいじめについてだったと思いますので、まずはいじめについてですが、私たちの世代だけではないかもしれませんが、いじめやグループからののはぶきはよくある話で、よく友達と中・高時代の話をしますが、はぶいたりする人はよくいたと思います。日常の中に自殺や不登校に転がる土台があると思います。また、家庭でいろいろあって疲れてしまっ、自覚はないのですが、体に支障がきて、朝起きれなくなって

しまったということも聞いたことがあります、そのときは先生が気づき、朝9時くらいに「起きてるか」と電話をしたりして、学校に遅刻はしましたが行くことができたということでした。そのように支えてくれる先生がいたから不登校にならず転がらずにすんだと思います、いじめの場合は支えてくれるのが、先生であったり、団体の施設が主になってくると思いますので、条例の中には被害者をケアする施設・団体のバックアップを主に取り扱う条例ができるようにしていきたいと思います。また、いじめる側のケアは今日聞いて今まで考えたことはなかったので、これから勉強して考えていきたいと思います。

【長谷委員】 前回は一番に発言の機会を与えていただき、とても緊張しておりましたが、今日は皆様の話をとてもよく聞くことができました。委員のそれぞれの立場からいろいろな角度で、いじめ、不登校、子どもの権利と聞きしました。これからの課題もたくさんありますが、一つ一つが条例制定に向けた大切なものでしたので、これからも勉強して議論をしていきたいと思えます。

【小林雄司委員】 高校の立場から言いますと高校の生徒を見ますともうできあがっている気がします。いじめとかそういう体質を抱えて高校に入ってきますので、高校でどうこうというのは難しいです。ただそれぞれの子ども達は15年の歴史を持っているので、そこからきちっと見ないとどうこう言えない。高校はそこからスタートだと思います。また高校は卒業したときには基本的に社会に出すということを前提に人材育成も含めて考えていますので、若干聞いていて入りづらい部分があります。基本的に子どもの話を通しながら、やはり最後に戻るのは大人社会のあり方そのものだと思います。大人がいかに幸せに楽しく暮らしているか。ここをしっかりと子ども達に見せることが一番大事だと思っています。確かに起きた場合どういう対処をしてどういうセーフティネットをつけるとかはあるが、突き詰めると大人としてどう過ごしているかその視点が大事だと思います。そういう意味でやさしいまちづくりとして大人のあり方が問題だと思います。条例に関して、私も今まで違和感を感じていました。何のためにこの話が出ているのかと。そこでこの制定の根本が何かを考えたときに、一番最初の説明で、市長の政策のところで子ども達がたくましく生きる環境を整えると書かれています。いじめや不登校ばかりではなく、環境づくりを集約していかないと。健全だとか健やかとかよく使われますが、健やかな高校生ってどういう高校生なのか。健やかに育つのはどうやって育つことなのか。高校生はいろんなものにぶつかりながら、その中でたくましく育っていくのではないかと思いますので、健やかとはなんだろうと思います。先ほど委員の発言にもありましたが、何のストレスもなくほんわかと育ったらどうなるのか。さらには、PTAなどからは家ではしかったことがないので学校でもしからないでくださいと言われる方もいますが、本当にそれでいいのか疑問に感じますが、そのようなことから健全で健やかとはどういうことなのかと

ということも感じましたので、そういうこともこれからの議論では必要になると思いました。

【加藤委員】 今日のいじめですとか不登校や加害者の視点の話を聞きながら、僕がやっている活動の中で人権擁護プログラムがあり、これが大事だと改めて感じました。その中では、権利を教えていて、あなた達には権利があります。どんな権利があるかも定義します。それは安心、自信、自由なんです。君たちは安心して自信を持って自由に生きる権利があるんだと教えています。と同時にすべての子どもに権利があるのだから、他の人の権利を取り上げるのはどういうことなのかという話もします。クラス単位で行いますが、その中には、いじめがある場合もあります。いじめっ子もいじめられっ子もそこにはいます。そういった環境の中でやりますが子どもには権利があるんだ。家であっても学校であってもひどい目にあったり、叩かれていい子なんかいるわけがない。そういうプログラムをやっています。話を聞いて思ったのは、外国人と接する時に国の文化をお互いが尊重し合うように相手のことを尊重することが大事だと思います。

子どもの権利条約は僕が大学の時に学びまして、子どもの権利条約の中で国際基準、国際水準というように書かれていて、なるほどなと思いました。子どもが12時間働く時代があったり、労働者として使われたり、権利はないんだという時代から、国連として人類の到達した考え方として条約を決めました。それから5年ほど遅れて日本が批准した。そこに到達をされていてさらにそれを進める。少なくともその基準に合わせ整合性をもっていけばいいと思いました。

学校長の2人から次回話がありますが、質問が2点ほどあります。3人の子どもがいますが、3学期が始まって子どもに学校どうだと聞くと、子どもが先生初日から怒っていると言っています。結構先生が怒っているとよく聞きます。他の親から電話がかかってくるのがあって、先生が怒っていると聞きます。でも安心、自信、自由という点で先生怒っていれば子どもつらいだろうなど。現場にいるわけではないので実態はわかりませんが、先生が怒っているのはどうやら恒常的に怒っているようなので、それはどういう状況にあるんだろうかということです。もう一つは先生方は帰りが遅いみたいで、10時を過ぎても職員室の電気がついている。先生方大丈夫かなど。そういう点で先生方が激しく疲弊をしている。もしかしたら14時間勤務があるのかと思います。その辺を心配していて、元気いっぱい子ども達と接してほしいと親としては思いますので、先生方の実態を教えてください。

【三浦委員】 みなさんの意見を聞いてひとつまだ違和感があるのが、子どもの権利ですが、この言葉は、これから委員会の中で十分議論して、先入観や既成概念やいろいろありますし、我々大人の先入観がありますので、どうか最終提言にもっていく時にはみんな同じ理解をし、偏らない形にしていく責任があると思います。最善の利益や意見表明や搾取は比較的誤解はないよ

うな気はしますが、特に子どもの権利については、正しく理解し合って市民に示せるというような、最終提言では自信をもっていけるような形にしたいと思いますので、大いにディスカッションをしてもっていただければありがたいと思います。

【副委員長】 今日3人の報告者の方々に大変重い報告、広がりのある報告で大変勉強になりありがとうございました。野村委員の報告は非常に重くてネガティブではなく重い報告ですが、私は良かったと思います。やはりみなさん議論があって一般論で言えることですがネガティブのことは割と共通理解を得やすい。どういうことが駄目なことなのか。どういうことが悲惨なことなのか。どういうことがあってはならないことなのか。こういう共通理解は文明人でしたら、そんなに極端にずれはない。ところがポジティブなことなどでこうあるべきだとか、特に教育問題や子ども問題はそうだと思います。このほうがよろましであるとか。これがベターであるとかこれがベストだということは、このメンバーを見ても割とリベラルな方々が多いと思いますが、それでもかなり色が違っていると思います。その点において悲惨な事例、悲惨な問題、こうあってはならないというところの子どもの象徴的な問題であるのがいじめ問題であり、体罰等々含めた暴力性の問題について、これはいかに、これは何とかしなくてはいけない、そういう共通理解は容易いわけで、重みからスタートしたことにより、子ども条例あるいは権利に関して非常に接続性があり、良いスタートだったと思います。権利の問題は、もう戻らない部分はあると思います。子どもの問題に限らず日本国憲法で戦後の日本社会が60年以上築いてきて、どんな評価をしようとも、例えば100年レベルで男女平等はナンセンスだという議論が通用するかといえどどんな思想をもとうとも現代社会は戻らない。例えば女性に参政権をなくすという動きにはならない。子どもの悲惨なレベルの問題を由々しい問題としてとらえる。用語法はいろいろですが、権利という言葉は絶対に使ってはいけないということにはならない。権利の問題はナンセンスだということにもならない。それを直すためには、戦後レジームを抜本的にまったく変えることをしなければ絶対無理だと思います。権利の問題も論争的です。権利は不十分の問題があり課題があり、そこから先の問題についてはみんなが同じ方向を見ているわけではないという部分があると思います。最後に少子化の問題を三浦委員が話していましたが、もう一つの大きな議論として悲惨な事例とか、悲惨な状況を克服する、何とかしなければいけない。そのためにはどういう事をすべきかという議論と同時に自治体で地域の子どもの問題を考える時に環境整備は大きくて、少子化の数の人口問題を含めて経済的な状況問題と子どもの問題、子どもの問題は美しく語る場合もありますが、もっと下世話に語る必要もあって身もふたもない問題として功利的に考えるべきで、北海道が勝ち抜くため、日本が勝ち抜くためには必要だと思います。教育にどれだけ投資をして、少子化の問題をどう考えて他都府県や他国に負けないような

人材をいかに作っていくのかという、ある種、身もふたもない、権利の用語で語るかどうかすらわかりませんが、そのような問題も子どもっていう問題としては大きいと思いますので、次の議論につなげていければと思います。

【委員長】 野村委員が2人の娘さんの話をしまして大変重いものでしたので、私も実は、5歳で木古内から函館に来て小学校でいじめにあいました。そのような中で、自分は先生が助けてくれましたので、自分が教師になったらぜったいいじめは許さないぞとっておりました。ただ、良い学校良い学級を作ったつもりでも、やはり限界があって、凄く良い学級を作ったつもりが卒業してから2年ぐらいしてクラス会した時に子ども達があの頃私達やりすぎたよね、と真っ青になることもありましたので、教師ひとりでは子ども達の根深いものまではわからないと感じていました。野村委員の話も身につまされました。

今日三人の話を聞いて、今まで委員長として、それなりにイメージしていたものがあつたのですが、バラバラになった気がしましたが、ですいろいろ話を聞いていて、結局そうなんだと思ったのは、今病院難民という言葉が聞かれて久しいですが、今はまさに子育て難民です。東京や千葉県などでは、持ち家を持たない家庭が多いので、あの地域に行ったら子どもを育てられるとか、楽しく育てられるとか、あそこの学校に行ったらいじめられないというような情報をもってみんな動いている状況にあります。結局思ったところは、みんながここで育てたいなというまちづくり、子どもが育てやすいまちづくりをすることが喫緊だと思いますし、三浦委員の説明にもありました最悪の事態を避けることになるとも思いました。そのためには、いじめ、不登校、体罰などの問題も避けては通れないと感じました。

【委員長】 次回のプレゼンは阿部委員、小松委員、青田委員にお願い致します。

【事務局】 次回の開催日程は、2月26日（火）となります。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして第5回（仮称）函館市子ども条例制定検討委員会を終了致します。